

山梨県介護職員初任者研修指定基準 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護員養成研修指定基準</u></p> <p><u>山梨県介護員養成研修指定要領</u> 第3条第1項の規定に基づき、<u>介護員養成研修事業者</u>（以下「事業者」という。）及び<u>介護員養成研修</u>（以下「研修」という。）の指定基準を次のとおり定める。</p> <p>1 事業者</p> <p>事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、研修の実施に支障がないと認められること。</p> <p>(2) 本県内に研修を適正に運営する能力を有する事業所があり、研修事業を統括すること。</p> <p>(3) 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業安定的運営に必要な財政基盤を有すること。</p> <p>(4) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。</p> <p>(5) 研修事業が、<u>山梨県介護員養成研修実施要綱</u>（以下「要綱」という。）及び本基準の定める内容に従い、毎年度継続的に実施されること。</p> <p>(6) 研修の実施に関して、知事から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに対応がなされること。</p> <p>(7) 受講者の研修に係る書類等、研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われること。</p> <p>(8) 研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置が講じられること。</p> <p>(9) 本県又は他の都道府県において、過去5年間に本研修事業及び他の研修事</p>	<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護職員初任者研修指定基準</u></p> <p><u>山梨県介護職員初任者研修指定要領</u>第3条第1項の規定に基づき、<u>介護職員初任者研修事業者</u>（以下「事業者」という。）及び<u>介護職員初任者研修</u>（以下「研修」という。）の指定基準を次のとおり定める。</p> <p>1 事業者</p> <p>事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、研修の実施に支障がないと認められること。</p> <p>(2) 本県内に研修を適正に運営する能力を有する事業所があり、研修事業を統括すること。</p> <p>(3) 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業安定的運営に必要な財政基盤を有すること。</p> <p>(4) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。</p> <p>(5) 研修事業が、<u>山梨県介護職員初任者研修実施要綱</u>（以下「要綱」という。）及び本基準の定める内容に従い、毎年度継続的に実施されること。</p> <p>(6) 研修の実施に関して、知事から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに対応がなされること。</p> <p>(7) 受講者の研修に係る書類等、研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われること。</p> <p>(8) 研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置が講じられること。</p> <p>(9) 本県又は他の都道府県において、過去5年間に本研修事業及び他の研修事</p>

山梨県介護職員初任者研修指定基準 新旧対照表

新	旧
<p>業に関して指定の取消処分等を受けていないこと、かつ、事業の実施にあたり継続的に指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。(参考様式1)</p> <p>(10) (1) ~ (9) に定める事項のほか、要綱、<u>山梨県介護職員養成研修指定要領</u>、本基準その他関係法令等を遵守して研修事業を実施すること。(参考様式1)</p> <p>2 定員 研修の定員は1クラスあたり40人以内であること。</p> <p>3 学則 次に掲げる事項を規定した学則を定め、公開すること。</p> <p>①事業者の名称及び所在地 ②研修事業の名称 ③研修事業の目的 ④<u>研修</u>課程及び形式 ⑤研修会場 ⑥研修カリキュラム _____ ⑦<u>科目免除の取扱い</u> ⑧<u>受講定員</u> ⑨<u>研修責任者の氏名</u> ⑩<u>講師氏名及び担当科目</u> ⑪<u>研修修了の認定方法</u> ⑫<u>修了証明書の交付及び再交付</u> ⑬<u>研修実施期間</u></p>	<p>業に関して指定の取消処分等を受けていないこと、かつ、事業の実施にあたり継続的に指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。(参考様式1)</p> <p>(10) (1) ~ (9) に定める事項のほか、要綱、<u>山梨県介護職員初任者研修指定要領</u>、本基準その他関係法令等を遵守して研修事業を実施すること。(参考様式1)</p> <p>2 定員 研修の定員は1クラスあたり40人以内であること。</p> <p>3 学則 次に掲げる事項を規定した学則を定め、公開すること。</p> <p>①事業者の名称及び所在地 ②研修事業の名称 ③研修事業の目的 ④<u>実施</u>課程及び形式 ⑤研修会場 ⑥研修カリキュラム <u>(研修日程表)</u> _____ ⑦<u>受講定員</u> ⑧<u>研修責任者の氏名</u> ⑨<u>講師氏名及び担当科目</u> ⑩<u>研修修了の認定方法</u> _____ ⑪<u>開講時期</u></p>

山梨県介護職員初任者研修指定基準 新旧対照表

新	旧
<p>⑭受講対象者</p> <p>⑮受講手続き（募集要領等）</p> <p>⑯使用教材</p> <p>⑰補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い</p> <p>⑱受講料、教材費等及び返金等の取扱い</p> <p>⑲本人確認及び個人情報の取扱い</p> <p>⑳修了者名簿の管理</p> <p>4 研修のカリキュラム</p> <p>(1) 研修のカリキュラムは、要綱第7条から第9条までの規定に従うこと。（参考様式2）</p> <p>(2) 研修の履修期間は、<u>介護職員初任者研修課程にあっては</u>おおむね8か月以内、<u>生活援助従事者研修課程にあっては</u>おおむね4か月以内であること。ただし、高等学校等において実施する場合においては、当該学校の学生のみを対象とする場合に限り、就学期間を限度として研修履修期間を設定することができる。</p> <p>(3) 研修の一部を通信の方法により行う場合は、要綱第9条第3項の規定によるほか、別添1「通信学習の取扱い」によること。</p> <p>5 研修の実施場所、使用備品</p> <p>(1) 研修を実施するにあたり、科目内容に応じて十分な広さ、設備等を有するなど、適切な環境条件にある研修会場が確保されること。（参考様式4）</p> <p>(2) 研修会場を賃借等により確保する場合は、研修実施期間中の確保が確実にあることを書面（賃貸借契約書、使用許可書等）により確認できるものでなければならない。</p>	<p>⑫受講対象者</p> <p>⑬受講手続き（募集要領等）</p> <p>⑭使用教材</p> <p>⑮補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い</p> <p>⑯受講料、教材費等及び返金等の取扱い</p> <p>⑰本人確認及び個人情報の取扱い</p> <hr/> <p>4 研修のカリキュラム</p> <p>(1) 研修のカリキュラムは、要綱第6条から第8条までの規定に従うこと。（参考様式2）</p> <p>(2) 研修の履修期間は_____おおむね8か月以内_____であること。ただし、高等学校等において実施する場合においては、当該学校の学生のみを対象とする場合に限り、就学期間を限度として研修履修期間を設定することができる。</p> <p>(3) 研修の一部を通信の方法により行う場合は、要綱第8条第3項の規定によるほか、別添1「通信学習の取扱い」によること。</p> <p>5 研修の実施場所、使用備品</p> <p>(1) 研修を実施するにあたり、科目内容に応じて十分な広さ、設備等を有するなど、適切な環境条件にある研修会場が確保されること。（参考様式3）</p> <p>(2) 研修会場を賃借等により確保する場合は、研修実施期間中の確保が確実にあることを書面（賃貸借契約書、使用許可書等）により確認できるものでなければならない。</p>

山梨県介護職員初任者研修指定基準 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 事業者は、研修修了者に対して修了証明書（様式1）及び修了証明書（携帯用）（様式1-2）を交付する。</p> <p>(3) 修了証明書の番号は長期間管理をする必要があることから、各修了者を正確に識別、管理できる番号を付さなければならない。</p> <p>(4) 事業者は、受講者が修了証明書を紛失等したことにより再交付を必要とする場合は、別添3「修了証明書再交付の取扱い」により、再交付等を行わなければならない。</p> <p>10 情報の公表体制 要綱第15条第1項に定める情報の公表が、原則としてホームページ上で行われ、かつ、適切に情報の更新が行われると認められること。</p> <p>11 補講等の実施 受講者がやむを得ない事情によって研修の一部を受講しなかった場合は、別添4「補講等の取扱い」により補講等を実施すること。</p> <p>12 受講料 受講料の額は、講師謝金、会場使用料等の実績を勘案した適切な額であること。</p> <p>13 本人確認及び個人情報の取扱い (1) 事業者は、受講者の受講申込受付または初回の講義の際に、公的証明書の提示等による本人確認を、別添5「研修受講者の本人確認について」により実施すること。なお、確認の内容（提示を受けた証明書の種類等）については、研修修了者名簿に記載すること。</p>	<p>(2) 研修事業者は、研修修了者に対して修了証明書（様式1）及び修了証明書（携帯用）（様式1-2）を交付する。</p> <p>(3) 修了証明書の番号は長期間管理をする必要があることから、各修了者を正確に識別、管理できる番号を付さなければならない。</p> <p>(4) 研修事業者は、受講者が修了証明書を紛失等したことにより再交付を必要とする場合は、修了証明書再交付の取扱い（別添3）により、再交付等を行わなければならない。</p> <p>10 情報の公表体制 要綱第14条第1項に定める情報の公表が、原則としてホームページ上で行われ、かつ、適切に情報の更新が行われると認められること。</p> <p>11 補講等の実施 受講者がやむを得ない事情によって研修の一部を受講しなかった場合は、補講等の取扱い（別添4）により補講等を実施すること。</p> <p>12 受講料 受講料の額は、講師謝金、会場使用料等の実績を勘案した適切な額であること。</p> <p>13 本人確認及び個人情報の取扱い (1) 事業者は、受講者の受講申込受付または初回の講義の際に、公的証明書の提示等による本人確認を、研修受講者の本人確認について（別添5）により実施すること。なお、確認の内容（提示を受けた証明書の種類等）については、研修修了者名簿に記載すること。</p>

山梨県介護職員初任者研修指定基準 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、受講者本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供すること。</p> <p>(3) 事業者は、受講者が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1 4 書類の管理等</p> <p>(1) 修了者名簿は、修了証明書の再交付等に対応できるよう整備し、永年保存しなければならない。</p> <p>(2) 研修事業に関する書類（受講者の出席簿、研修日誌、修了評価に関する書類等）は、研修終了後3年間保存しなければならない。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この指定基準は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、受講者本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供すること。</p> <p>(3) 事業者は、受講者が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1 4 書類の管理等</p> <p>(1) 修了者名簿は、修了証明書の再交付等に対応できるよう整備し、永年保存しなければならない。</p> <p>(2) 研修事業に関する書類（受講者の出席簿、研修日誌、修了評価に関する書類等）は、研修終了後3年間保存しなければならない。</p> <p>附 則 略</p> <hr/> <hr/>